

件名	愛媛県薬事審議会条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律による薬事法の一部改正(14年7月31日公布、17年4月1日ほか施行)

【改正の概要】

〔薬事審議会条例の一部改正〕 改正条例第1条関係（薬事法の条ずれに伴う規定整備）

第1条 薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づき、愛媛県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

↓  
第3条第1項

〔愛媛県手数料条例の一部改正〕 改正条例第2条関係

薬事法の一部改正に伴い創設された高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可申請手数料等を規定する。

手数料の名称	金額	金額の根拠
許可申請手数料	29,000円	薬局開設の許可の場合と同額
許可更新申請手数料	11,000円	
許可証の書換え交付手数料	2,000円	
許可証の再交付手数料	2,900円	

〔附則〕

改正法施行前に行うことのできる高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の準備手続（改正法附則第17条第2項）についても29,000円の手数料を徴収する旨規定する。

施行日	17年4月1日。ただし法施行前の許可申請手数料に係る部分については公布日施行
-----	----------------------------------------

【その他参考事項】

薬事審議会の概要

- (1) 設置 昭和38年11月10日
- (2) 委員数 14人
- (3) 会長 荒木博陽（愛媛大学附属病院教授）
- (4) 主な審議事項

薬事従事者の研修その他資質の向上に関する事項

薬事衛生思想の普及向上に関する事項

医薬品等の取扱い・広告の適正に関する事項

高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請書の提出先

営業所の所在地を所管する保健所の保健企画課又は保健課

（ただし、松山市内に営業所が所在する場合は、松山市保健所 医事薬事課）